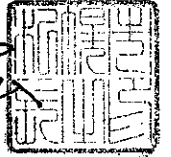


札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第21号

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行細則等の一部を改正する規則

(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第53号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条中「(法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)」を削る。
- (2) 第14条の3中「(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者等をいう。以下同じ。)」を削る。
- (3) 第14条の11第5号中「法第5条第18項に規定する」を削る。
- (4) 第24条第3号中「(法第5条第24項に規定する自立支援医療をいう。以下同じ。)」を削る。
- (5) 第24条の4第3項中「(法第5条第25項に規定する補装具をいう。以下同じ。)」を削る。

(6) 様式1及び様式5中

訓練等給付費	<input type="checkbox"/> 共同生活援助 ( <input type="checkbox"/> 介護サービス包括型 (介護提供の希望 有・無) ) ( <input type="checkbox"/> 体験利用 ) ( <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型 (受託居宅介護の希望 有・無) ) ( <input type="checkbox"/> 日中サービス支援型 )
	※体験利用の場合に記載してください。 利用日数 ____日 利用期間 ( ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 )

を

訓練等給付費	<input type="checkbox"/> 共同生活援助 ( <input type="checkbox"/> 介護サービス包括型 (介護提供の希望 有・無) ) ( <input type="checkbox"/> サテライト型 ) ( <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型 (受託居宅介護の希望 有・無) ) ( <input type="checkbox"/> 移行支援住居 ) ( <input type="checkbox"/> 日中サービス支援型 ) ( <input type="checkbox"/> 体験利用 ) ( <input type="checkbox"/> 退去後利用 )
	※体験利用の場合に記載してください。 利用日数 ____日 利用期間 ( ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 ) ※退去後利用の場合に記載してください。 退居日 ____年 ____月 ____日

に、

<input type="checkbox"/> 就労移行支援 (養成施設以外・養成施設)
---

を

<input type="checkbox"/> 就労選択支援
<input type="checkbox"/> 就労移行支援 (養成施設以外・養成施設)

に改め、「自立生活援助」の次に「(テレビ電話装置等を使った支援の希望 有・無)」を加える。

(7) 様式20中「をしましたので」を「について」に、「再開した」を「再開の」に、「休止した」を「休止の」に、

「2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。」を

「2 再開の場合は、休止した事業を再開した日から10日以内に届け出てください。

3 廃止又は休止の場合は、指定障害福祉サービス事業を廃止し、又は休止しようとする日の1か月前までに届け出てください。」

改める。

(8) 様式39の3中

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

を

「

年	月	日
---	---	---

に、

「

購入・借受け・修理 を受ける補装具名	
-----------------------	--

」

を

「

難病等	疾患名：
購入・借受け・修理 を受ける補装具名	

」

に改める。

(札幌市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 札幌市児童福祉法施行細則(昭和47年規則第49号)の一部を次のように改正する。

(1) 第30条中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(2) 様式5の3及び様式5の9中

「

<input type="checkbox"/> 児童発達支援	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援
<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援 (被保険者証の記号及び番号 _____ 保険者名及び番号 _____) ※健康保険証を併せて提出してください。		
<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援		

」

を

「

<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (被保険者証の記号及び番号 _____ 保険者名及び番号 _____) ※健康保険証を併せて提出してください。		
<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	
<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援		

」

に改める。

(札幌市児童福祉施設管理規則の一部改正)

第3条 札幌市児童福祉施設管理規則(昭和39年規則第30号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第4項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。
- (2) 第5条中「福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。
- (3) 第6条中「福祉型児童発達センター又は医療型児童発達支援センター」を「又は児童発達支援センター」に改める。
- (4) 第10条第2項及び第11条中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式1及び様式5の改正規定(

「 就労移行支援（養成施設以外・養成施設）」を  
「 就労選択支援  
 就労移行支援（養成施設以外・養成施設）」に

改める部分に限る。）並びに第2条中札幌市児童福祉法施行細則第30条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。